

募集要項⑪

平成 31 年度(2019 年度) 外国人主任教員(英語・数学・理科) 採用選考募集要項

【選考の目的】

大阪 YMCA は、大阪市が平成 31 年(2019 年)4月に開設予定の、大阪市立第 21 高等学校及び大阪市立第 131 中学校(以下「中高一貫教育校」という。)について、国家戦略特別区域法第 12 条の3に規定する公立国際教育学校等管理事業(以下「公設民営学校」という。)として、中高一貫教育校の管理に関する業務を行う指定公立国際教育学校管理予定法人に内定しました。

中高一貫教育校は、国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てることを目的として開設するものであり、この設置目的をより効果的に達成するため、公立学校の管理運営を民間法人が行う公設民営の手法を取り入れることとなり、厳格な選考を経て大阪 YMCA が指定管理予定法人として選ばれました。

国家戦略特区を活用した公設民営の手法による中高一貫教育校の開設は、日本で初めての試みです。また、中高一貫教育校は国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入をめざしており、国際バカロレア認定校となれば、大阪府の公立学校として初めての認定校となります。

大阪 YMCA は、全国的にも注目を集めている今回の公設民営の手法による中高一貫教育校の設立・立ち上げメンバーになっていただける、意欲があり、それぞれの専門分野でリーダーシップを発揮することができる多くの教員を求めています。選考に選ばれた教員は日本初の公設民営の手法による中高一貫教育校の立ち上げと発展に貢献するという、他では得られない経験をすることができます。

【募集職種】

●英語科・数学科・理科主任教員(外国人(日本の国籍を有しない者))

中高一貫教育校では、その教育目標を達成するために、能力や実績のある教員による高いレベルでの指導が不可欠です。

また、公設民営学校においては、国語以外の二以上の教科の指導について、外国語で指導を行うことができる外国人教諭等を相当数配置するように文部科学省令で定められており、中高一貫教育校では「外国語(英語)」だけではなく「数学」、「理科」等の教科で英語を用いた授業を実施する予定です。

このため、今回募集する英語科・数学科・理科主任教員(外国人)には、英語を用いて授業を行うことができる英語力だけではなく、教科内容についての幅広い知識を持つ方を求めています。中学 1 年生～高校 3 年生のための該当教科のカリキュラムを開発する能力を必要とするとともに、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムで該当教科のハイレベルクラスを教える能力を必要とします。

●英語科(English Language Arts)主任教員に含まれる職務には、国際バカロレアの Extended Essay の指導一般が含まれます。また、TOK (Theory of Knowledge)または EE(Extended Essay)のコーディネーターの役割を兼任することがあります。

●数学科主任教員に含まれる職務には、国際バカロレアの Extended Essay の指導一般が含まれます。

●理科主任教員に含まれる職務には、新設の理科実験室を整備する業務が含まれます。また、国際バカロレアの Extended Essay の指導一般が含まれる場合があります。

【職務内容】

- バカロレアの学校認可プロセスを通じてディプロマ・コーディネーターを支援すること。
- 担当科目の授業、生徒指導、教材作成など教員としての業務全般。
- 科目別コース概要と関連カリキュラムの作成。
- 学校の方針と国際バカロレア認定校申請に関する手続きの作成支援。
- 学校計画に関する会議への参加。
- 国際バカロレアの指導法の開発や理解を支援すること。
- 大阪 YMCA インターナショナルスクールと連携し、指導・学習の発展を支援すること。
- その他、上記に関連する一切の業務

【必要とされる能力、経験、資質など】

- 国際バカロレアカリキュラムでの教授・勤務経験
- 異文化理解 - さまざまな文化を扱う能力とさまざまな方法で物事を試みることにに対して柔軟性を有していること
- カリキュラムデザインとプログラム開発の経験と意欲
- IB の基準と実践を理解していること
- 自ら計画を立案し管理をする能力 - 計画立案とプログラム開発を遂行する能力
- リーダーシップを発揮し他の教師の能力開発を支援する能力
- 授業、準備、計画などにおいてほかの教員と協働していける能力

【求める人物像】

- 成長していく姿勢 - 学校を建設し、プログラムを開発し、新しいコミュニティの創造に取り組んでいこうとする姿勢
- 上向きの指向 - 成長と能力開発へ積極的であること
- 柔軟性と適応性 - 多様な役割を臨機応変に担うことができること
- 積極的な思考力 - 生みの苦しみを明るく積極的に楽しんでいける人であること

【受験資格】

昭和 34 年(1959 年)4 月 2 日以降に生まれた方で、次の①～⑦の要件をすべて満たしていること。

- ① 国際バカロレアカリキュラムでの教授・勤務経験
- ② 日本の国籍を有しない者
- ③ 英語を母国語または公用語とする国において、大学または大学院(短期大学を除く)を卒業(修了)し、該当教科に関連する分野について学士以上の学位を取得していること。
- ④ 該当教科について、日本以外の国の教員免許(資格)を取得していること。

- ⑤ TOEFL iBTスコア100点以上、Cambridge English CPE、Cambridge English CAEグレードA・B又はIELTSスコア(アカデミック・モジュール／オーバーオール・バンド・スコア)7.5以上の証明書を有していること。
(ただし、平成27年4月1日から平成30年12月31日までの受験日のものに限る。)
※各種英語試験のスコア証明書については、出願時に、出願書類とあわせてコピー(ネット画面のコピーでも可)を提出していただきます。出願時にスコアの証明書が入手できない場合は、出願時は各種英語試験の受験票を添付していただき、スコア入手後すみやかにメールでスコアを提出してください。
※なお、1次選考日に、スコア証明書の原本を提出していただきます。
※出願期間内にスコア又は受験票の提出ができない場合は、本選考を受験できません。

⑥K-12 までを有する(高校3年次までを有する)学校(※)で3年以上、中学校・高等学校相当の学年(実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない)の該当教科に関する勤務経験(週10時間以上授業を担当したものに限り)を有すること。

(※K-12 までを有する(高校3年次までを有する)学校について)

【日本国内の場合】

- ・学校教育法第一条により規定されている学校
- ・学校教育法第一条に規定する学校でない場合は、次に掲げる教育施設
 - イ 平成3年文部省告示第91号または第120号により指定又は認定された在外教育施設
 - ロ 日本国内にある教育施設であって、中学校または高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの
 - ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - ・アメリカ合衆国 ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(WASC)
 - ・アメリカ合衆国 アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(ACSI)
 - ・イギリス カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ(CIS)
 - ・スイス 財団法人国際バカロレア事務局(IBO)

【海外の場合】

- ・国、地方自治体に認定された学校
- ・私立学校においては上記(ハ)に掲げた団体により認定された学校またはこれと同等の学校と大阪YMCAが認めた学校

⑦次の各項並びに学校教育法第9条及び教育職員免許法第5条第1項の各号に該当しないこと。

- (1)成年被後見人または被保佐人
- (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3)国、地方公共団体、その他一般の組織から懲戒免職または懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(参考)

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人または被保佐人
- 2 禁固以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い当該執行の日から三年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者教育職員免許法第5条第1項普通免許上は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するために行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
 - 一 十八歳未満の者
 - 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めたとを除く。
 - 三 成年被後見人または被保佐人
 - 四 禁固以上の刑に処せられた者
 - 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から三年を経過しない者
 - 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●修士号、博士号などの学位の保有者は選考にあたって有利となることがあります。

●該当教科の中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状をお持ちでない方は、特別免許状を取得する必要があります。特別免許状については別途記載している【特別免許状手続き制度等】を参照してください。

●採用内定後、特別免許状の授与申請を行います。特別免許の授与が認められなければ、授業を担当することができません。

【出願・選考について】

- 出願期間・選考期間 平成 29 年 12 月 6 日～平成 30 年 2 月 28 日
- 選考日 平成 30 年 2 月～平成 30 年 3 月頃(別途連絡します)
- 募集人数 英語科、数学科、理科 各 1 名
- 選考方法

<1次選考>

書類選考 ・履歴書

・職務経歴書

・大学の卒業証明書(修士号、博士号を有する人はそれを
証する書面の写し)

・該当教科に関連する分野について、日本以外の国の教員
免許(資格)を証明する書類

【受験資格】を参照して下さい。

<2次選考>

面接 A(使用言語:英語)

【主な評価の観点】

- ・英語で授業を行うために必要な英語能力(聞く・話す)を備えているか。
- ・社会人として適切な態度・ふるまい・受け答え・常識を備えているか。
- ・望ましい対人関係を築ける資質を備えているか。
- ・学校教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。

面接 B(使用言語:日本語)

【主な評価の観点】

- ・教員として必要な日本語能力(聞く・話す)を備えているか。
 - ・異文化を理解するための資質、理解しようとする姿勢を有しているか。
 - ・自分のアイデンティティを認識しながら他者を受け入れる余裕があるか。
- (異文化を理解する素地を有しており、教員としての資質があるが、日本語能力が面接時点で十分ではないと判断された場合 大阪 YMCA が有する日本語学校の協力の元、日本語研修を受講してもらい日本語能力を養成する予定です。)

<3次選考>

(1)面接および模擬授業(使用言語:英語)

【主な評価の観点】

- ・生徒の意欲を高め、関心を引き付けられるか。
- ・生徒に対して適切な言葉で理解させようとしているか。
- ・教員として必要な教科(科目)の専門的な知識を備えているか。
- ・外国人主任教員としてふさわしい英語力、指導力を備えているか。

(2)グループワーク(使用言語: 英語&日本語)

① 英語で実施するもの

場面設定がされている課題を使用し、それぞれの利害が対立する事案に対してどのように1つのチームとしてよりよい結果にたどり着くのかそれぞれの持っている情報を出し合いながらディスカッションを行い、妥当な結論に達することを目指す。

【主な評価の観点】

- ・教員として立場の違う人、生徒の状況を理解しながらチームとしてよりよいアウトプットを出すためのコミュニケーション能力を有しているか。
- ・相手の立場を理解しながら協力し合える関係を築くことができるか。

② 日本語で実施するもの

立場が二分されるトピックスについて、「賛成」「反対」の立場をそれぞれに割り当てそれぞれの立場から、意見を述べ合う。

【主な評価の観点】

- ・必要な日本語の能力を有しているか。
- ・自分の立場を明確にのべ、相手の意見を理解することができるか。

(異文化を理解する素地を有しており、教員としての資質があるが、日本語能力が面接時点で十分ではないと判断された場合 大阪 YMCA が有する日本語学校の協力の元、日本語研修を受講してもらい日本語能力を養成する予定です。)

- 待遇 月給 40 万 9000 円以上
(能力、経験、年齢により大阪 YMCA の内規に従い決定)
保険完備 労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、有給休暇(労働基準法に準じて付与)
交通費 最短最安経路にて6ヶ月定期代を支給
年間勤務日数 210 日~220 日

- 出願方法 電子申請(インターネット)(大阪 YMCA 公設民営学校ウェブサイト)インターネットでのみ受け付けます。郵送、持参、Fax などによる受付は行いません。
出願期間 平成 29 年 12 月 6 日以降、決定するまで実施
出願方法 ウェブサイト <http://osaka-city-ib.jp/teacher-offer/>